

土地改良区からのお願い

組合員資格得喪通知について

土地改良区の土地原簿は、組合員皆さまからの届出によって更新されます。農地の権利移動（売買、交換、賃貸借等）・組合員が亡くなられたとき・農業者年金を受給しようとするとき（経営移譲）・組合員の住所を変更したときは、速やかに「組合員資格得喪通知書」を提出ください。

農地の転用（地区除外）について

農地転用等により地区除外する場合は、土地改良法による決済が義務付けられています。農地転用される方は、速やかに「農地転用等の通知および地区除外申請書」を提出し、決済金のご負担をお願いします。

◆決済金とは

- 区域内における農地を宅地や公共事業用地（道路・水路等）など農地以外の用途に転用されますと当該受益面積が減少し、償還金や将来の維持管理費を残された農地の組合員が負担することになり、その過重負担を招くことのないように農地を転用するとき土地改良法（第42条第2項）に基づき一定額を納めていただくものです。
- 決済金の算定にあたっては、毎事業年度のはじめに次年度以降の債務額、県営事業分担金、団体営事業負担金のほか将来の維持管理費や事務費なども組み入れて算定し、理事会において決済金の額を決定しています。
- 令和6年度の農地転用に伴う決済金は、令和6年2月28日の理事会において右のとおり決定いたしました。

決済金算出調書

一般会計債務額	170,211千円
団体営事業費	17,529千円
維持管理費	22,714,320千円
県営事業分担金	41,015千円
県営維持管理費負担金	466,530千円
合 計	23,409,605千円
対象面積（田換算）	3,761.9ha
決済金額（田10a当たり）	622,281円

田 622,000円（10a当たり）

畑 155,000円（10a当たり）

地目変更（田から畑）

467,000円（10a当たり）

他目的使用について

当土地改良区が管理する農道や水路を農業以外の目的で使用する場合、当土地改良区の許可が必要となりますので、速やかに「土地改良財産他目的使用申請書」をご提出ください。

使用期間は最大で5年間です。引き続き使用する場合は更新手続きが必要です。

無断で使用している場合、直ちに撤去命令を発し、原形に復するため復旧工事等の費用をご負担いただきます。

なお、広告看板は許可いたしません。

他目的使用に伴う納入額は右のとおりとなります。

1. 使用料（5年分）

① 乗入れ（橋など）

1㎡当たり 7,920円(税込)／5年間

② 浄化槽排水

1人槽当たり 1,980円(税込)／5年間

③ ガス管・上下水道管

家庭引込 免除

手数料について

当土地改良区の許可書、同意書、意見書又は証明書その他これに類する文書を交付する場合は、手数料1,000円と消費税（現行10%）を納入いただきます。

賦課内訳書の確認について

賦課令書の配布に併せて賦課内訳書もお送りしております。今一度、現在賦課されている土地をご確認いただきますようお願い申し上げます。

何かお気付きの点やご不明な点等ございましたら、当土地改良区にお問い合わせください。

ご指摘の点につきましては、実地調査し、所定の手続きを行った上で処理させていただきます。

申請様式のダウンロードについて

当土地改良区への申請や届出等の様式がホームページからダウンロードできます。

形式はExcel(エクセル)とWord(ワード)をご用意しましたのでご利用ください。

なお、ご提出いただく際は、関係図面や関係資料の添付を要しますので、ご不明な点はお問い合わせください。

ホームページアドレスは次のとおりです。

<http://www.kamedagou.jp/download/>

組合員資格の耕作者への変更について

今後、高齢化による離農や農地の利用集積の進展に伴い、土地持ち非農家の増加が見込まれる中で、土地改良区が施設の維持管理、更新等を的確に行っていくためには、耕作者の意見が適切に反映されるような事業運営を確立していくことが必要となります。そのため、土地所有者から耕作者への組合員資格変更を円滑に進めるためにも、当土地改良区では、原則して耕作者を組合員とするべく啓発を進めてまいります。ただし、土地所有者が組合員になれないというわけではありませんので、土地所有者と耕作者の間で話し合ってください、いずれかとなるようご協力をお願いいたします。